

自然災害等の対応について

愛媛県立西条高等学校定時制

- 1 開校日は、原則として安全に配慮して登校する。
- 2 平常開校日における天候不良時の登校等については、次のようにする。
 - (1) 生徒の登校前において、「特別警報」および「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のうちいずれかが西条市に発令されている場合は、登校準備をして自宅待機とする。
 - (2) 西条市以外の生徒は、居住市に上記の警報が発令されている場合は、西条市の状況いかににかかわらず自宅待機とする。ただし、居住市の上記の警報が解除され、西条市に警報が発令されていない場合は登校する。
 - (3) 上記の警報が午後5時までに解除された場合は、安全に配慮して登校する。
 - (4) 上記の警報が午後5時までに解除されない場合は、当日は臨時休校とする。
 - (5) 電車等の公共交通機関を利用している生徒は、午後5時までに交通機関が利用できない場合は、当日は自宅学習とする。ただし、判断に迷う場合は、学校に連絡を取り、指示を仰ぐこと。
- 3 上記により判断し、原則として学校への電話による問い合わせはしないこと。必要に応じて「T e a m s」で連絡する。
- 4 長期休業中の部活動や愛媛県定通制総合体育大会など、平常日と異なる時間に登校する場合の判断については、必要に応じて連絡する。

令和5年1月30日改正